

## 会社法の改正——最近の動向について（２）取締役関係

関西学院大学教授 伊勢田 道仁

### 1. はじめに

- ・「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」の公表
- ・中間試案に対するパブリックコメントの概要

### 2. 取締役等への適切なインセンティブの付与

#### （１）取締役の報酬等

- ・取締役の報酬等が取締役に対して職務を適切に執行するインセンティブを付与するための手段として機能するように取締役の報酬等に関する規律を見直す（試案第 1 の 1）。

→取締役の報酬を職務執行のインセンティブとして捉える

→インセンティブ報酬と現行の取締役の報酬に関する規制の適用関係が不明確

#### （ア）取締役報酬等の内容に係わる決定に関する方針

- ・取締役の報酬等の内容に係わる決定に関する方針を定めているときは、報酬に関する議案を株主総会に提出する際に、当該議案と方針との関係を説明しなければならない。
- ・取締役の報酬等の内容に関する方針の具体例（法務省令において定められる予定）

①最高限度額と取締役の員数との関係

②各取締役の報酬等の種類ごとの比率に関する方針

③業績連動報酬等の有無およびその内容に係わる決定の方針

④各取締役の報酬等の内容に係わる決定の方針

- ・指名委員会等設置会社以外の株式会社においては、上記のような方針を定めか否かは任意であるが、これを一定の場合に義務づけるべきという意見もある（注（２））。

#### （イ）金銭でない報酬等

- ・株式会社の株式または新株予約権（これらの取得に要する資金に充てるための金銭を含む）を取締役の報酬等とする場合に、定款または株主総会の決議によって定めなければならない事項を明らかにする（試案第 1 の 1（２））。

→会社法 361 条第 1 項 3 号の「具体的な内容」として財産上の利益をどこまで特定しなければならないかは解釈上明らかではない。

- ・株式会社の株式または新株予約権の取得に要する資金に充てるための金銭を取締役の報酬等とする場合であっても、当該株式会社の株式または新株予約権について一定の事項を定款または株主総会の決議によって定めなければならない（①～③）。

- ・なお、試案第 1 の 1（２）各号に掲げる事項を定める必要性や合理性については、会社法 361 条

4項の「相当である理由」として、株主総会において説明を要することになる。

(ウ) 個人別の報酬額の決定の再委任

- ・個人別の報酬額が明らかになることを避けるなどの理由により、個人別の報酬等の内容に係わる決定を委任された取締役会が、その決定を代表取締役に再委任することが実務上行われている。
- ・このような代表取締役への再委任を禁止すべきかどうか。

【A案】公開会社においては、再委任について株主総会の決議を要するものとする。

【B案】現行法の規定を見直さない。

(エ) 株式報酬

- ・取締役への適切なインセンティブを付与するために株式や新株予約権を報酬として交付することの意義が注目されている近年の状況を踏まえ、金銭等の払込をしないで、株式の交付や新株予約権の行使を認めるべきではないか。

【A案】①株式を引き受ける者の募集については、募集株式と引き換えに金銭の払い込みを要しない旨を募集事項として定めることができるものとし、②新株予約権については、当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨をその内容とすることができるものとする。

【B案】②の新株予約権についてのみ認める

【C案】現行法の規定を見直さない。

- ・試案1の1(2)のような見直しをすることを前提とする。→これを前提としなければ、公開会社において、取締役会決議のみで募集株式と引き換えに金銭の払い込みを要しないとすることは相当でないと考えられるから。

(オ) 情報開示の充実

- ・会社役員報酬等に関する事項について、公開会社における事業報告による情報開示に関する規定の充実を図る(試案第1の1(5))。

→現行法の事業報告における会社役員報酬に関する開示の内容は不十分

→株主が取締役報酬等の内容が適切なインセンティブの付与するものになっているかどうか判断するためには、取締役報酬等に係わる決定に関する方針が株主に対して説明される必要がある。

- ・以下の事項について情報開示を充実させる。

①報酬等の内容に係わる決定の方針に関する事項

②取締役会への委任の範囲が適切であるかどうかについて株主総会決議に関する事項

③代表取締役への再委任に関する事項

④業績連動報酬等に関する事項

⑤職務執行の対価として交付した株式または新株予約権等に関する事項

⑥報酬等の種類ごとの総額について

- ・報酬等の額を個人別に事業報告により開示しなければならないものとするかどうかについては、なお検討する((5)注)。

## (2) 会社補償

・会社補償により生じることが懸念される弊害に対処するとともに、会社補償をすることができる範囲や会社補償をするための手続き等を明確にして会社補償が適切に運用されるように、会社法に会社補償に関する規定を設ける（試案第1の2）。

→現行法上、会社補償に関する規定はない。解釈上、認められるとする立場もあるが、補償が認められる範囲・手続きは不明確。

→会社補償には、役員として優秀な人材を確保するとともに、役員等がその職務の執行に伴い損害賠償責任を過度に恐れることにより職務執行が萎縮しないようにする効果がある。→その一方で、補償が広範に認められ、会社役員の仕事の適正性が損なわれたり、役員の実任や刑罰を定めた規定の趣旨が損なわれたりするおそれがある。さらに、構造上、株式会社との利益が相反するという問題もある。

・中間試案における規定の内容は以下の通り。

①会社は役員等との間で以下の支出を補償するため、補償契約を締結することができる。

ア．役員等がその職務執行に関し、責任の追及に係わる請求を受けたことにより、または、法令の規定に違反したことが疑われることとなったことにより要する費用

イ．役員等がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害を当該役員が賠償することにより生じる損失

②③補償契約の内容の決定は取締役会の決議によらなければならない、この決定を代表取締役又は代表執行役などに委任することはできない。

④補償契約については、利益相反取引に関する規定を適用しないものとする。

⑤公開会社が補償契約を締結している場合には、補償契約に関する事項を事業報告の内容に含めなければならない。

## (3) 役員等賠償責任保険契約

・会社法においてD&O保険に係わる契約に関する規定を設け、当該契約の締結により生じることが懸念される弊害に対処するとともに、株式会社が当該契約を締結するための手続き等を明確にしてD&O保険が適切に運用されるように必要な規律を整備する（試案第1の3）。

→規律整備の必要性、規定の内容については、ほぼ会社補償と同様である。

## 3. 社外取締役の活用等

### (1) 業務執行の社外取締役への委託

・マネジメントバイアウトの場面や、親子会社間の取引のような支配株主と少数株主との間の利害関係が対立し得る場面のように、株式会社と取締役との利益が相反する状況にある場合その他取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合には、社外取締役の行為が株式会社の業務の執行に該当するときであっても、株式会社が、その都度、取締役会の決議等によって、当該行為をすることを社外取締役に委託することができるものとする。

る（試案第2の1）。

（2）監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任

・会社法362条4項の規定にかかわらず、監査役会設置会社の取締役会は、取締役の過半数が社外取締役であることその他一定の要件を満たす場合には、指名委員会等設置会社において執行役に委任することでできるとされている事項と同様の範囲内で、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができるか（試案第2の2）。

→企業間の国際競争が激しくなるなど社会経済情勢の変化に対応するため、機動的に業務執行の決定をすることが求められている。

→重要性が低いと思われる事項が取締役会の決議事項として上程される傾向があり、社外取締役が期待される業務執行の監督機能に専念することが難しい。

【A案】一定の要件のもとでこれを認める・

【B案】現行法の規律を見直さない。

（3）社外取締役を置くことの義務づけ

・現行法上、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならないこととされている上場会社等について、会社法上、少なくとも一人の社外取締役を置かなければならないものとするかどうか（試案第2の3）。

【A案】社外取締役を置かなければならないものとする。

【B案】現行法の規律を見直さない。

#### 4. その他

（1）責任追及等の訴えに係わる訴訟における和解

・取締役等の責任を追及する訴訟において和解をするためには、監査役または各監査等委員・各監査委員の同意を必要とする（試案第3の1）。

→責任追及訴訟への補助参加や責任免除の総会議案提出の場合との平仄をあわせたもの。

・和解の場合における会社代表権は、代表取締役等（代表執行役）にあることを前提とする。

・当該和解について利益相反取引の規制を適用すべきかどうかは解釈に委ねられる。

（2）株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書

・当該住所の確認について利害関係を有するものに限り、交付を請求できるものとする（試案第3の5）。→プライバシーの保護

（3）会社の支店の所在地における登記の廃止（試案第3の6）

→インターネットの普及で会社の探索は容易。登記申請義務を負う会社の負担軽減等の観点。